

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について (平成20年3月期版)

I. 会計基準の改訂や「金融商品取引法」の施行等に伴い、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則等」という。）及び企業内容等の開示に関する内閣府令が改正されています。

これらの改正等に伴い、平成20年3月決算にかかる有価証券報告書の作成・提出に際しては、以下の事項について留意する必要があります。

また、19年3月期有価証券報告書について重点審査を行った結果、2に記載の項目について、多数の会社が不十分な記載となっていました。20年3月期の有価証券報告書においては、適切な開示を行っていただきますようご注意願います。

このほか、19年3月に企業会計基準委員会より公表された「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第15号）を踏まえた、一定の特別目的会社に係る開示についても留意する必要があります。

1. 財務諸表等規則等の改正等について

「関連当事者の開示に関する会計基準」の公表に伴い、財務諸表等規則等の改正（19年8月15日公布）が行われています。

適用は20年4月1日以後に開始する事業年度等からとなっていますが、19年4月1日以後に開始する事業年度等からも適用（早期適用）することができることとなっていますので、早期適用する場合は、改正事項に留意願います。

(1) 関連当事者の範囲の拡大

関連当事者の範囲が、以下のように拡大しています。

- ① 財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者を追加
- ② 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者を追加
- ③ ①・②の改正に伴い、それらの者が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社を追加
- ④ 従業員のための企業年金（連結財務諸表提出会社又は連結子会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限り。）を追加

(2) 関連当事者との取引等に関する注記の拡大

関連当事者との取引等につき、これまでの注記事項に加えて以下の事項を注記することとしています。

- ① 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権又は破産更生債権等に区分されている場合には、当該債権に対する貸倒引当金残高、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失等
- ② 関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては①に準ずる事項
- ③ 財務諸表提出会社に親会社が存在する場合には、その名称、金融商品取引所に上場している場合にはその旨及び当該金融商品取引所の名称、金融商品取引所に

上場していない場合にはその旨

- ④ 財務諸表提出会社に重要な関連会社が存在する場合に、その名称、当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書の主要な項目（流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計、売上高、税引前当期純損益、当期純損益）の金額

2. 19年3月期有価証券報告書において不十分な記載となった会社が多数認められた項目について

(1) 配当政策

配当政策については、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関を記載する必要があります。

(2) コーポレートガバナンスの状況

コーポレートガバナンスの状況については、

- ① 定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容、
- ② 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、
- ③ 株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由等を記載する必要があります。

【参考】 [平成19年3月期に係る有価証券報告書の重点審査結果について](#)

3. 開示対象特別目的会社に係る注記について

19年3月29日に企業会計基準委員会より公表された「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第15号）が19年4月1日以後開始する事業年度から適用され、出資者等の子会社に該当しないと推定された特別目的会社（この場合において関連会社とされているものも含む。以下「開示対象特別目的会社」という。）に関する次の事項について注記を行うこととなっています。なお、同指針においては、開示対象特別目的会社に関するこれらの事項を注記するに当たっては、類似の取引形態や対象資産等ごとに適切に集約して、概括的に記載するものとし、また、注記を行う重要性の判断に当たっては、当該集約された単位ごとに行うことが適当であるとされています。

- ① 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要
- ② 開示対象特別目的会社との取引金額等

4. 添付書類（代表者による適正性の確認）について

有価証券報告書記載内容に係る確認書の提出については、20年4月1日以後開始する事業年度から上場会社等に対して義務化されます。これまで、代表者による適正性の確認は、添付書類として任意に提出することができましたが、制度の異なる確認書が混在して提出されることにより、投資者に誤解を生じさせることがないよう、この確認書については20年3月31日までに提出する有価証券報告書等に限ることとしました。した

がって、20年3月期の有価証券報告書については、任意でも確認書の提出はできません。

II. その他参考 ～監査人の異動による臨時報告書の提出について～

[企業内容等の開示に関する内閣府令の改正（公布日：平成20年3月28日、施行日：20年4月1日）](#)により、臨時報告書の提出事由として、財務計算に関する書類又は内部統制報告書の監査証明を行う公認会計士又は監査法人（以下「監査公認会計士等」という。）の異動が追加されました。

この改正は、20年4月1日以後開始する事業年度に係る財務計算に関する書類又は内部統制報告書の監査証明を行う監査公認会計士等の異動について適用されます。したがって、例えば、3月決算の会社が、21年3月期の監査公認会計士等を選任するに当たり、20年3月期とは異なる監査公認会計士等を選任する場合には、退任することとなる20年3月期の監査公認会計士等の異動についての臨時報告書（再任の場合は不要）の提出（記載）は不要ですが、新たに選任される21年3月期の監査公認会計士等の異動については臨時報告書の提出が必要となります。